

【概要】

和歌山城天守閣の夜間活用について



指定管理者の自主事業として、供用時間外である「夜間（17時30分以降）」に天守閣を事業者等に貸し出し、市のシンボルである天守閣に相応しい文化振興・観光振興・和歌山城のにぎわい創出事業に供することで、和歌山城のPR、夜間の魅力創出を図る。

対象事業：文化振興・観光振興・和歌山城のにぎわい創出に寄与するもので、市のシンボルである和歌山城に相応しいと認められる事業

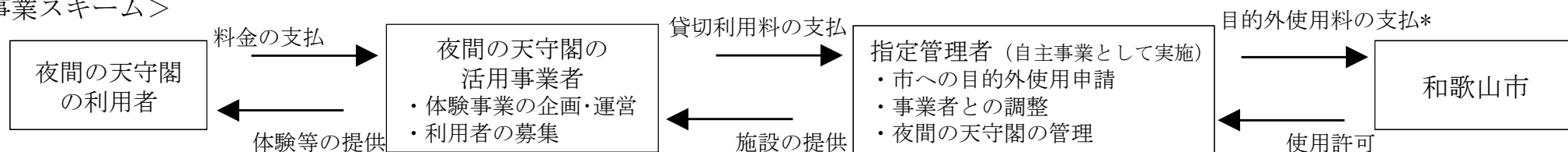
申請者：①実施しようとする事業の運営や販売を業として行っている事業者

②文化振興、観光振興及び和歌山城のにぎわい創出に寄与する個人又は団体（個人による私的利用は不可）

期待される効果：和歌山城のPR、夜間の魅力創出、和歌山城への愛着の醸成

活用例：和装の結婚式、音楽会、展示会、刀剣や着付け・コスプレ等の体験等

＜事業スキーム＞



天守閣で開催したファッションショー



貸切で行われる天守閣ナイトツアー



●実施する事業の内容には、和歌山城や和歌山市の魅力や特徴を取り入れたものを推奨し、和歌山城ならではの体験となるよう事業者と協議に努める。

1 貸切利用料…次の(1) + (2)の合計（17:30～20:30 ※撤去作業含む）

(1) 基本料金（夜間天守閣の管理料 … 指定管理者の人件費実費相当）

(2) 天守閣入場料に相当する料金（行政財産使用料として）

※詳細は【料金詳細】のとおり

2 禁止行為

(1) 和歌山城の文化的価値や品位を傷つけ、正しい理解を妨げるおそれのあるもの

(2) 建物、資料その他の物品を損傷し、又は滅失する恐れのあるもの

(3) 飲食を伴うもの

(4) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの

(5) 特定個人への誹謗中傷に繋がる恐れのあるもの

(6) 和歌山市暴力団排除条例に違反するもの

(7) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるもの

(8) その他財団及び和歌山市が適当でないと認めるもの

【料金詳細】

貸切利用料	利用時間	利用料金
基本料金（管理職員 2 名を配置）	1 7 : 3 0 ～ 2 0 : 3 0	1 7 , 0 0 0 円
天守閣入場料に相当する料金 （運営スタッフ分を除く）		大人（高校生以上） 4 1 0 円 × 人数 小人（中学生以下） 2 0 0 円 × 人数 ※小学生未満は無料 ※ただし、料金の総額が 4 , 1 0 0 円に満たない場合は、4 , 1 0 0 円
備考 1 利用時間、最大でも利用日当日の 2 2 時 0 0 分までとする。 2 職員 2 名を超える配置が必要な場合は、別途職員 1 人につき、7 , 5 0 0 円を加算する。 3 上記時間帯での利用により難しい場合は、別途財団の積算による金額を加算する。 4 電気料金については、使用する機器の定格電力により、別途積算実費を徴収する。 ※本表に記載の金額は全て税抜き表示です。		

（営利目的の場合は、上記基本料金に次の割合を乗じた金額を加算する。）

区分		割合
1	1 0 0 , 0 0 0 円以上の体験商品等を販売するもの。	1 0 0 分の 1 0 0
2	ア 入場料等を徴収するもので、1 人当たりの徴収額の最高額が 3 , 0 0 0 円以上するもの。	1 0 0 分の 3 0
	イ 入場料等を徴収するもので、1 人当たりの徴収額の最高額が 4 , 0 0 0 円以上するもの。	1 0 0 分の 4 0
	ウ 入場料等を徴収するもので、1 人当たりの徴収額の最高額が 5 , 0 0 0 円以上するもの。	1 0 0 分の 5 0
	エ 入場料等を徴収するもので、1 人当たりの徴収額の最高額が 7 , 5 0 0 円以上するもの。	1 0 0 分の 7 5
	オ 入場料等を徴収するもので、1 人当たりの徴収額の最高額が 1 0 , 0 0 0 円以上するもの。	1 0 0 分の 1 0 0
備考 実施する事業区分が 1 又は 2 のいずれかにより難しい場合は、利用料金の額の高い区分により積算する。 本表記載の割合を乗じた額に 1 円未満の端数が生じる場合は、1 円未満の端数を切り捨てる。		

[計算方法]		
基本料金	営利目的の場合の加算額	天守閣入場料に相当する料金 （行政財産使用料）
{ 1 7 , 0 0 0 円 + 1 7 , 0 0 0 円 × ○○ / 1 0 0 + 4 1 0 円 × 人数 }		消費税
		× 1 . 1 = 貸切利用料